

大阪大学人間科学部同窓会規約

第一章 総則

- 第一条 本会は大坂大学人間科学部同窓会と称する。
- 第二条 本会は会員相互の連絡および親睦を図り、大阪大学人間科学部および人間科学研究科の発展に資することを目的とする。
- 第三条 本会は前条の目的を達するために以下の事業を行う。
- ①名簿・ホームページの管理
 - ②講演・談話会その他の集会
 - ③会員の相互扶助に努めること
 - ④その他必要な事項
- 第四条 本会はその連絡場所を大阪大学人間科学部（大阪府吹田市山田丘 1-2）内に置く。

第二章 会員

- 第五条 本会は次の会員により構成される。
- ①名誉会員
 - ②正会員
 - ③準会員
- 第六条 人間科学研究科教官およびかつて教官であったものはこれを名誉会員とする。但し幹事会において適当と認める者を名誉会員とすることができる。
- 第七条 人間科学部卒業生および人間科学研究科修了生（単位取得退学者も含める）はこれを正会員とする。但し人間科学部および人間科学研究科に在学したもので幹事会において適当と認める者を正会員とすることができる。
- 第八条 人間科学部および人間科学研究科在学学生はこれを準会員とする。

第三章 役員

- 第九条 本会に次の役員を置く。
- ①名誉会長
 - ②会長
 - ③副会長
 - ④幹事
 - ⑤会計監査
 - ⑥顧問
- 第十条 名誉会長は在任人間科学研究科長に委嘱する。
- 第十一条 ①会長は幹事より1名を幹事会の承認を経て選出する。
②会長は本会を代表し会務を統率する。
③会長事故あるときは副会長が会長代理となる。
④会長の任期は2年とする（再任可）。
- 第十二条 ①副会長は幹事より2名を幹事会の承認を経て選出する。
②副会長は会長を補佐する。

③会長および副会長2名に、共に事故あるときは、合議を以って幹事中より会長代理を選出する。

④副会長の任期は2年とする（再任可）。

第十三条 ①幹事は会員より若干名を幹事会の承認を経て選出する。

②幹事の任期は2年とする（再任可）。

③幹事は幹事会が必要に応じて任命できる。

第十四条 会計監査は会員中より若干名を幹事会の承認を経て会長が委嘱する。

第十五条 顧問は必要があれば幹事会の承認を経て会長が委嘱する。

第四章 機関

（第一節 通則）

第十六条 本会に次の機関を設ける。

①総会 ②幹事会

（第二節 総会）

第十七条 幹事会が必要ありと認めたととき、若しくは会員総数の10分の1以上の請求があったときは総会を開く。

第十八条 幹事会の意思決定事項は会員からの請求があった場合、報告しなければならない。

（第三節 幹事会）

第十九条 幹事会は第十三条一項によって選出された幹事をもって構成する。

第二十条 幹事会は第二条に規定する本会の目的遂行のための意思決定および執行機関とする。

第二十一条 幹事会は会費、事務処理その他の必要な事項について規約を定めることができる。

第二十二条 幹事会は必要に応じて会長がこれを招集する。但し幹事総数の5分の1以上の要請があるときは、会長は幹事会を招集しなければならない。

第二十三条 幹事会は幹事会総数の3分の1以上の出席によって成立し、出席幹事の過半数の賛成を以って決議するものとする。但し可否同数の場合は議長が決定権を有する。必要な場合は書面での審議も可とする。

第二十四条 ①同窓会にかかる事務は幹事会がこれを行なう。

②幹事会は同窓会にかかる事務を行なうために、事務局を設置することができる。

③事務局に関する規定は別に定める。

第五章 資産及び会計

- 第二十五条 本会の資産は会費・賛助金その他の収入による。
- 第二十六条 正会員は別に定める規定により会費を納入しなければならない。
- 第二十七条 資産の運用および会計処理に関しては幹事会において出席幹事の過半数の賛成を要するものとする。
- 第二十八条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。
- 第二十九条 ①本会の収支決算は会計監査の監査を受けなければならない。
②会計監査の報告は、会計からの請求があった場合、開示しなければならない。

第六章 支部

- 第三十条 本会はその支部を適当な都市に設置することができる。
- 第三十一条 支部に関する規定は別に定める。

第七章 規約改正

- 第三十二条 この規約の改正は幹事会において出席幹事の4分の3以上の賛成を要し、総会において出席者の過半数の承認を得なければならない。

別規約 会費規約

- 第一条 本会の会費・賛助金を以下の通り定める。
- ①年会費 無料
- ②賛助金 一口3,000円
- 第二条 この規約の決算報告は、大阪大学人間科学部同窓会決算報告に兼ねる。
- 第三条 本規約改正には幹事の過半数の賛成を必要とする。

別規約 事務局規約

- 第一条 本事務局は大阪大学人間科学部同窓会事務局と称する。
- 第二条 本事務局は大阪大学人間科学部内に置かれる。
- 第三条 本事務局は同窓会規約第二十四条にしたがい、同窓会にかかる事務を行なう。
- 第四条 ①本事務局に事務局長を置く。
②事務局長は、会員より1名を幹事会の承認を経て選出する。
③事務局長の任期は2年とする（再任可）。
- 第五条 ①本事務局に事務局員を置く。
②事務局員は、事務局長が認めるものから構成される。

別規約 個人情報の取り扱い

第一条 本会の個人情報の取り扱いは「大阪大学同窓会連合会プライバシーポリシー」に準ずる。

第二条 上記のプライバシーポリシーに則り、会の目的の範囲内で会員情報を第三者とやりとりする場合は「会員データ提供依頼書」を取り交わし、その記録を保存する。

第三条 会員の求めにより、名簿から会員情報を取り消す場合は、事務局が窓口となり対応する。

附則：

1) この規約は、2020年10月1日から施行する。